

任意継続加入者の申出手続きについて

任意継続加入者になるための要件や申出手続き等についてよくお読みいただき、ご理解のうえ申し出てください。

1. 「任意継続加入者」とは

加入者が下記2の要件を満たす場合、加入者資格喪失後に私学事業団に申し出ることにより引き続き短期給付(休業手当金を除く)及び福祉事業(貸付・貯金事業を除く)の適用を受けられる方を「任意継続加入者」といいます。

2. 任意継続加入者になるための要件

- ①加入者期間が退職の日まで引き続き1年と1日以上(注)あること。
 - ②退職の日から20日以内に私学事業団に申し出ること。
- (注)「引き続き1年と1日以上」とは具体的には次のような事例です。



※事例で翌年の3月31日退職の場合は「1年」ですから、要件を満たしません。

3. 任意継続加入者になれる期間

退職日の翌日から2年間です。ただし、本人の申出により月単位で資格を喪失することができます。また、後期高齢者医療制度や、就職により健康保険制度の被保険者になった場合はその適用日の前日までとなります。

4. 任意継続掛金及び短期給付の給付金の算定基礎となる標準報酬月額

「標準報酬月額」は、つぎの①～②のうちいずれか低い額となります(原則、2年間同じ額)。

- ①退職時の標準報酬月額
- ②標準報酬月額の上限額

※上限額とは、短期給付の適用を受ける全加入者の標準報酬月額の平均額(前年度9月30日時点)を標準報酬月額表の報酬月額に当てはめた場合の標準報酬月額

「任意継続掛金」は、①又は②によって算定するため、原則2年間変わりません。また、被扶養者の有無によって額が変わることはありません。

5. 任意継続掛金の納付方法

- ①納付方法には、「毎月納付」「半期ごとの前納」「年度末までの一括納付」があります。後日送付する納付通知書(年度ごとに送付します)を使用してゆうちょ銀行(郵便局)の窓口又はATMから期限内に払い込んでください。ゆうちょ銀行(郵便局)以外の金融機関では払い込みできません。
- ②「毎月納付」の場合、登録口座から振り替えることもできます(口座振替)。振り替えは毎月28日(休業日の場合は翌営業日)の1回限りです。手数料はかかりません。
- ③口座振替を希望する場合は、後日送付する「口座振替依頼書」に必要事項を記入の上、必ず金融機関で確認印を取り(ゆうちょ銀行の場合は不要)、私学事業団に提出してください。ただし、口座振替の開始までには2～3か月かかります。それまでは「納付通知書」により払い込んでください。振替開始月については別途通知します。
- ④任意継続掛金振替口座に指定できるのは、「登録口座」に限ります。
- ⑤「半期ごとの前納」と「年度末までの一括納付」には一定の割引がありますが、口座振替はできません。

6. 登録口座について

- ①加入者氏名(加入者証に記載の氏名)と同じ名義の本人口座に限ります。
- ②登録できる口座は普通預金口座のみで、当座預金口座等は登録できません。

7. 被扶養者の取扱い

在職中に被扶養者として認定されている人については、扶養関係に変更がない場合に限り引き続き被扶養者として取り扱いますので、認定申請の手続きは不要です。

8. 「任意継続加入者申出書」の提出にあたって(必ずお読みください)

- ①任意継続加入者証等は申出書の受付から2週間程度で申出書に記入された住所地へ送付します。
- ②加入者証を添付せず後日返納とする場合は、必ず所属していた学校経由で返納してください。
- ③3月31日付退職者に限り3月1日より申出書の事前受付をしているため退職日前に任意継続加入者証等が届く場合があります。
- ④この申出書を提出した後に再就職が決まった場合で、退職日又はその翌日に他の健康保険の被保険者本人として加入した場合は任意継続加入者になれません。加入取り下げの扱いとなりますので、「任意継続加入者資格喪失申出書」(送付する「任意継続加入者のしおり」の巻末にも用紙があります)にその旨記入し健康保険証のコピーを付けて私学事業団に提出してください。なお、健康保険の被扶養者や、国民健康保険の被保険者になる場合は取り下げできませんので、任意継続加入者として加入した後に喪失を申し出てください。
- ⑤離職の理由が雇い止め等の場合、国民健康保険料が軽減されることがあります。保険料等を市区町村に確認し、比較した上で申し出てください。
- ⑥在職中は給付金の送金は学校経由で行っていましたが、任意継続加入者には直接送金となります。医療機関からの連絡により手続き不要で支給される給付金もあるため、加入時に必ず「登録口座」の記入をお願いしています。
- ⑦その他の注意事項については、任意継続加入者になったときに送付される「任意継続加入者のしおり」をよくお読みください。

■任意継続加入者制度に関するご質問・ご照会・用紙の請求等

【共済事業本部広報相談センター】

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5 ☎(03)3813-5321(代表)

受付時間 平日 9:00～17:15 (祝日・年末年始を除きます。)

【共済業務課】

札幌ガーデンパレス	☎(011)222-6234	大阪ガーデンパレス	☎(06)6393-9701
仙台ガーデンパレス	☎(022)299-6231	広島ガーデンパレス	☎(082)262-1134
名古屋ガーデンパレス	☎(052)957-1388	福岡ガーデンパレス	☎(092)752-0651

各種様式用紙は、私学共済ホームページからもダウンロードできます。
<https://www.shigakukyosai.jp>

任意継続加入者申出用

資格喪失報告書

下記のとおり報告します。

令和 年 月 日

日本私立学校振興・共済事業団 理事長 殿

1	21070	学校記号番号		
		県コード	学種	学校番号
1	21510	11		

学校法人等所在地	郵便番号(ー)			
学校法人等名				
代表者名				
事務連絡先電話番号(必ず記入してください)	市外局番	局番	番号	担当者氏名

個人番号	加入者氏名	生年月日	資格喪失時の標準報酬等級 月額		資格喪失の事由の生じた年月日(退職年月日等)	喪失事由(該当する記号を○で囲んでください)	加入者証及び加入者被扶養者証の添付(該当する記号を○で囲んでください)	※事業団記入欄		
			等級	月額				内発	週及	
18		39 3 昭 4 平	46 01		48 5 令	55 1 ア 退職 イ その他()	加入者証 1.有 2.後日返納 加入者被扶養者証 1.有(枚) 2.後日返納(枚)	56	57	

申出者記入欄	任意継続加入者申出書						氏名		電話番号(市外局番から記入してください)			
	日本私立学校振興・共済事業団 理事長 殿								272			
	私は任意継続加入者になることを希望するので申し出ます。 令和 年 月 日											
	46 02	郵便番号	フリガナ	都道府県名	市区町村名	左記以降の住所(マンション名が長い場合は、部屋番号のみ記載してください)						
住所	48	—	157	漢字	都・道府・県	165	189					
登録口座	当該「登録口座」は、給付金の受取口座のため、必ず記入してください。また、任意継続掛金の納付方法の「3. 毎月納付(口座振替含む)」を選択した人が、 <u>口座振替</u> 手続きが完了した場合には、毎月の掛金の引き落とし口座(振替口座)として使用します。 なお、給付金(人間ドックを除く)の受け取りを公金受取口座(マイナポータルに登録している口座)での受け取りを希望する場合は、右記の「希望します」欄に☑してください。その際には、下記登録口座欄には、公金受取口座と同じ口座を記入してください。ただし、普通預金口座に限ります。										公金受取口座の利用	
											<input type="checkbox"/> 希望します	
	49	送金コード	金融機関名(カタカナで記入してください)			金融機関コード	口座名義人は、任意継続加入者本人、預金項目は普通預金とします。			46 01	希望する納付方法の番号を○で囲んでください。	
①ゆうちょ銀行以外の金融機関	50	銀行 信用金庫 労働農協 信用組合 金庫							48	1. 半期ごとの前納 2. 年度末までの一括納付 3. 毎月納付(口座振替含む)		
②ゆうちょ銀行	88 1	89 1	記号	再発行コード	番号	※事業団記入欄	1	80 普通	81	注)左記1.2を選択した場合は一定の割引がありますが、口座振替はできません。 ※口座振替を希望される場合は、別途「口座振替依頼書」の提出が必要です。手続きが完了し、本事業団から口座振替開始月の案内が届くまでの間は、「納付通知書」により掛金を納付してください。「口座振替依頼書」及び「納付通知書」は任意継続加入者証に同封して送付します。		
								内発	解除			
								284	285	286		

- 専任でなくなったときや常時勤務に服さなくなったときの「資格喪失の事由の生じた年月日」は、当該事由の生じた前日を記入してください。
- 加入者証又は加入者被扶養者証を滅失等により返納できない場合は、別途「加入者証等返納不能届書」を添付してください。
- この申出書の提出期限は、退職した日から20日以内です。
- 「公金受取口座」とは、公金受取口座登録制度により給付金等の受け取りのための口座として、マイナンバーとともに国(デジタル庁)に任意で登録している口座のことを指します。

私学事業団受付印